

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業の事業計画の変更認可 ・身体障害者福祉法に基づく医師の指定 ・指定公金事務取扱者の指定 ・都市計画の変更 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の定款変更の認可 ・土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧 <p>◎ 教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正する規則 	<p>所管課(室)名</p> <p>水環境対策課 障害福祉課 新産業推進課 都市政策課</p> <p>農村整備課 砂防課</p> <p>生涯学習課</p>
--	---

告 示

長崎県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

長崎県知事 平田 研

- 1 施行者の名称
川棚町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年 長崎県告示第895号
川棚都市計画下水道事業川棚町公共下水道
- 3 施行期間
自 平成元年9月12日 至 令和15年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 平成元年長崎県告示第895号、平成7年長崎県告示第315号、平成10年長崎県告示第23号、平成12年長崎県告示第755号、平成19年長崎県告示第586号、平成21年長崎県告示第417号、平成25年長崎県告示第428号及び平成30年長崎県告示第220号の事業地より変更なし。
使用の部分 変更なし。

長崎県告示第139号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和8年3月10日

長崎県知事 平田 研

番号	医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	飯野 俊之	内科	国民健康保険平戸市民病院	平戸市草積町1125番地12	令和8年3月1日
2	下永吉 洋平	整形外科	長崎県立こども医療福祉センター	諫早市永昌東町24番3号	令和8年3月1日

長崎県告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月10日

長崎県知事 平田 研

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
令和8年1月16日
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び氏名
東京都千代田区三番町2番地
株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭
- 3 委託事務の内容
長崎県東京産業支援センターの管理運営に関する使用料等の徴収業務
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

長崎県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月10日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 平田 研

- 1 都市計画の種類
大村都市計画道路 3・2・5号 中里沖田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県大村市中里町、大里町及び久原2丁目
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県県央振興局及び大村市役所

公 告**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和8年1月28日臨時総会議決）を認可した。

令和8年3月10日

長崎県知事 平田 研

土地改良区名 平成諫早湾干拓土地改良区
認可年月日 令和8年2月27日

土砂災害警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」とい

う。)の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則(平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年3月10日

長崎県知事 平田 研

- 1 縦覧期間 令和8年3月10日から令和8年3月23日まで(土日祝日を除く窓口受付時間内)
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市役所土木防災課、長崎市役所東総合事務所地域整備課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 長崎市 西山四丁目、三川町、木場町、古賀町、平間町、松原町、船石町、東町、田中町、川内町、春日町、戸石町、かき道二丁目、かき道三丁目
地すべり
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙(規則様式第1)に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送(当日消印有効)により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

教育委員会規則

県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第3号

県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

県立青少年教育施設条例施行規則(平成17年長崎県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県立佐世保青少年の天地条例(昭和44年長崎県条例第15号)第4条、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例(昭和48年長崎県条例第68号)</u>第4条及び長崎県立青年の家条例(昭和50年長崎県条例第35号)第4条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例</u>第4条及び長崎県立青年の家条例第4条に規定する申請書は、長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家(以下「県立青少年教育施設」という。)指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、長崎県立佐世保青少年の天地条例(昭和44年長崎県条例第15号)第4条、<u>長崎県立少年自然の家条例(昭和48年長崎県条例第68号)</u>第4条及び長崎県立青年の家条例(昭和50年長崎県条例第35号)第4条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、<u>長崎県立少年自然の家条例</u>第4条及び長崎県立青年の家条例第4条に規定する申請書は、長崎県立佐世保青少年の天地、<u>長崎県立千々石少年自然の家</u>、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家(以下「県立青少年教育施設」という。)指定管理者指定申請書(様式第1号)によるものとする。</p>

- 2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、長崎県立世知原少年自然の家条例第4条第1号及び長崎県立青年の家条例第4条第1号に規定する事業計画書は、県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。
(1)～(5) 略
- 3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、長崎県立世知原少年自然の家条例第4条第2号及び長崎県立青年の家条例第4条第2号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略

- 2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、長崎県立少年自然の家条例第4条第1号及び長崎県立青年の家条例第4条第1号に規定する事業計画書は、県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。
(1)～(5) 略
- 3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、長崎県立少年自然の家条例第4条第2号及び長崎県立青年の家条例第4条第2号の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1)～(3) 略

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

様式第1号中「長崎県立少年自然の家条例」を「長崎県立世知原少年自然の家条例」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田宏
弥ト